

## 秋田市木造住宅耐震改修等補助事業実施要綱

〔 令和 8 年 3 月 27 日  
市 長 決 裁 〕

秋田市木造住宅耐震改修等補助事業実施要綱（平成26年9月24日市長決裁）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、地震による木造住宅の倒壊等を防止し、市民の安全を確保することを目的として、秋田市耐震改修促進計画（平成19年12月14日市長決裁）に基づき実施する木造住宅の耐震改修設計および耐震改修工事（以下「耐震改修等」という。）に要する費用に対し、補助金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 木造住宅 木造一戸建て住宅（店舗その他の用途を兼ねるときは、当該用途部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含むものとする。）をいう。
- (2) 耐震診断士 次のいずれかに該当し、かつ、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により登録を受けた建築士事務所に所属する者をいう。
  - ア 秋田県木造住宅耐震診断技術者登録制度要綱（平成29年3月10日知事決裁）の規定により登録された者
  - イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項に定める者
  - ウ 市長が同等の技術を有すると認める者
- (3) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法により、耐震診断士が木造住宅の耐震性を評価することをいう。
- (4) 耐震診断結果 第3号に定める診断法により算定される上部構造評

点をいう。

(5) 上部構造評点 木造住宅の各階および各方向について、保有耐力を必要耐力で除した値のうち最小のものをいう。

(6) 耐震改修設計 耐震診断結果に基づき、耐震診断士が耐震改修工事の実施に必要な見積書および設計図書を作成するとともに、改修後の上部構造評点を第3号に定める診断法により評価することをいう。

(7) 耐震改修工事 耐震診断士による工事監理（建築士法第2条第8項に定める工事監理をいう。）の下で実施する、次のいずれかの工事をいう。

ア 全体改修工事 耐震診断結果が1.0未満の木造住宅全体を、上部構造評点1.0以上に向上させる工事

イ 部分改修工事 耐震診断結果が1.0未満の木造住宅の1階部分を、上部構造評点1.0以上に向上させる工事

（対象住宅）

第3条 木造住宅耐震改修等補助事業（以下「補助事業」という。）の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 秋田市内に存すること。

(2) 昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅（同年6月1日から平成12年5月31日までの間に増築したものにあつては、当該増築部分の床面積が昭和56年5月31日以前に着工した部分の延べ面積の2分の1を超えないものとする。）であること。

(3) 地上階数が3以下であること。

(4) 在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法により建築されたものであること。

(5) 耐震診断結果が1.0未満であること。

(6) 建築基準法（昭和25年法律第210号）に違反していないもの、又は耐震改修工事により当該違反が是正されるものであること。

(7) 当該補助事業に関し、他の補助金の交付を受けていないこと。

(8) 過去に本要綱又は次に掲げる規定による補助金の交付を受けていな

いこと。

ア 秋田市耐震改修補助事業実施要綱（平成20年7月30日市長決裁）

イ 秋田市耐震改修計画補助事業実施要綱（平成23年6月29日市長決裁）

ウ 秋田市木造住宅耐震改修等補助事業実施要綱（平成26年9月24日市長決裁）

（補助の対象者）

第4条 補助事業の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす個人とする。

- (1) 対象住宅の耐震改修等を実施する者であること。
- (2) 対象住宅の所有者（共有のときは共有者全員の同意を得た代表者）、又は木造住宅購入予定者（売買契約を締結した者）であること。
- (3) 本市の市税を滞納していないこと。
- (4) 対象住宅に現に居住している者、又は補助事業完了後、速やかに対象住宅に居住する予定であること。
- (5) 過去に本要綱又は前条第1項第8号に掲げる規定による補助金の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特にやむを得ない事情があると認める者を補助対象者とすることができる。

（事業の範囲）

第5条 市長は、補助事業を実施する年度の予算の範囲内で補助事業を行うものとし、当該年度ごとに受付可能件数および受付期間を定めることができる。

（補助対象経費および補助金の額）

第6条 補助の対象となる経費は、耐震改修等に要する費用（耐震改修等に直接関係のない費用を除くものとする。）とし、補助金の額は、補助対象経費の5分の4以内で、かつ、次の各号に掲げる工事種別に応じ当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 全体改修工事 1,000,000円
- (2) 部分改修工事 500,000円

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り

捨てるものとする。

(補助金の事前申込および抽選)

第7条 補助金の交付申請を希望する補助対象者（以下「希望者」という。）は、市長が定める期限までに、事前申込書に別に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込書の提出があったときは、当該申込の内容を審査し、補助事業の要件を満たさないと認めるときは、当該申込を抽選の対象としないものとする。

3 市長は、希望者が当該年度の受付可能件数を超えるときは、補助金の交付申請を行うことができる者（以下「当選者」という。）を抽選により決定するものとする。

4 市長は、希望者が受付可能件数以内であるときは、抽選を行わず、希望者全員を当選者に決定するものとする。

5 市長は、当選者が辞退したとき、又は交付申請を行わないときは、必要があると認めるときは、別の希望者を当選者として決定することができる。

(当選者の決定)

第8条 市長は、前条第3項、第4項又は第5項の規定により当選者を決定した場合は、抽選結果通知書に次条の申請を行うための期限を明記し、希望者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする当選者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書に別に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

(申請の取下げ)

第10条 希望者は、事情により補助事業の申請を取り下げる場合は、速やかに取下げ届出書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第11条 市長は、第9条の規定により申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）したときは、補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（補助事業の着手）

第12条 申請者は、前条第2項の規定による通知を受ける前に、耐震改修等の実施に係る契約を締結してはならない。

（補助金の交付の条件）

第13条 交付決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、補助金を補助の目的以外に使用してはならない。

2 市長は、交付決定をするときには、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないこと。

(2) 耐震改修等の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(3) 補助決定者は、第9条の規定による申請の際に耐震改修設計が未完了であった場合は、当該耐震改修設計完了後遅滞なく、かつ、耐震改修工事に着手する前までに別に定める書類を市長に提出すること。

(4) 前3号に規定するほか、市長が必要と認めること。

（耐震改修等の中止等）

第14条 補助決定者が、事情により耐震改修等を中止又は廃止する場合は、速やかに取止め届出書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出書の提出があったときは、補助金交付決定取消通知書により補助決定者に通知するものとする。

（耐震改修等の内容変更）

第15条 補助決定者は、事情により耐震改修等の内容を変更する場合は、速やかに補助金交付決定変更申請書に別に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、これを認めるときは、補助金交付決定変更通知書により補助決定

者に通知するものとする。

(耐震改修等の遂行)

第16条 補助決定者は、交付決定の内容およびこれに付した条件その他指示に従い、適切に耐震改修等を行わなければならない。

(耐震改修等の中間報告)

第17条 補助決定者は、主な耐震補強箇所の内部および接合部が目視できる時期（壁等で覆われる前の段階）までに、中間報告書に別に定める書類を添えて市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、当該報告の内容を審査するとともに、耐震改修工事の適切な施工を確認するため、現地確認（以下「中間確認」という。）を行うものとする。

3 市長は、中間確認の結果、耐震改修等が適切に行われていないと認めるときは、補助決定者に耐震改修等を適切に行うよう指導することができる。この場合、補助決定者は、是正が完了したときは、速やかに市長に書面により是正完了の報告を行わなければならない。

4 市長は、補助決定者が前項前段の規定による指導に従わない場合は、交付決定を取り消すことができる。

5 市長は、必要があると認めるときは、追加の確認箇所および確認時期を指定することができる。

(完了実績報告)

第18条 補助決定者は、耐震改修等が完了したときは、完了実績報告書に別に定める書類を添えて市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告期限は、工事の完了の日から起算して30日を経過した日、又は交付決定があった日の属する年度の2月末日（当該日が土曜日、日曜日又は祝日であるときは、その前日）のいずれか早い日とする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、災害その他特にやむを得ない事情があると認める場合は、報告期限を延長することができる。

(補助金の額の確定)

第19条 市長は、前条第1項の規定による報告があったときは、その報告

に係る耐震改修等の成果が交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するか確認を行い、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書により、補助決定者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による確認の結果、既に行った交付決定の内容を変更する必要があると認める場合は、第15条第2項の規定による通知を補助決定者に通知した後に、補助金の額を確定するものとする。

(代理受領の委任)

第20条 補助決定者は、耐震改修設計又は耐震改修工事を行う者のいずれかに、補助金の受領を委任（以下「代理受領」という。）させることができる。

- 2 補助決定者は、代理受領を行う場合は、第18条第1項の規定による報告をするときに、委任状兼代理権授与通知書を市長に提出しなければならない。

- 3 代理受領者が受領する額は、第19条第1項の規定により通知した額以上であること。

- 4 市長は、補助決定者が代理受領を行う旨の委任をした後は、いかなる理由があっても、当該代理受領の中止又は変更を認めないものとする。ただし、代理受領者の倒産、契約解除その他市長が必要と認める事情がある場合は、この限りでない。

(補助金の請求)

第21条 第19条第1項の規定による通知を受けた補助決定者は、補助金交付請求書を速やかに市長に提出し、補助金を請求するものとする。

- 2 代理受領を行う補助決定者は、補助金の請求にあたり、別に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第22条 市長は、前条第1項の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第23条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めると

きは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助の目的以外の目的に使用したとき
- (2) 偽り又は不正な手段により交付決定を受けたとき
- (3) 耐震改修等の実施方法が不適當であると認められるとき
- (4) この要綱の規定に違反したとき

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、第14条第2項に規定する通知を補助決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第24条 市長は、前条第2項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助金返還命令書により期限を定めて補助決定者にその返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助金が返還された場合において、当該補助金が国庫補助金の交付を受けたものであるときは、速やかに国への補助金を返還するための措置を講じるものとする。

(申請等の委任)

第25条 補助対象者は、本要綱に基づく申請、届出、報告その他これらに付随する行為を、委任を受けた者（以下「代理人」という。）に行わせることができる。

2 補助対象者は、前項に規定する行為を代理人に行わせようとする場合は、委任状を市長に提出しなければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、代理人に対し補助対象者の意思を確認するための書類の提出を求めることができる。

(調査等)

第26条 市長は、補助金の適正な執行のため必要があると認める場合は、補助決定者に必要な事項について報告させ、又は担当職員に現地調査を行わせることができる。

2 市長は、補助決定者に対して耐震改修等の適正な執行を確保するために必要があると認めるときは、必要な措置を命じ、又は必要な助言もしくは勧告を行うことができる。

(処分の制限)

第27条 補助金の交付を受けた補助決定者は、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して10年間は、当該補助の対象となった部分について、補助事業完了後も適切に維持管理しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、災害その他特にやむを得ない事情がある場合は、前項の規定を適用しないことができる。

(新たな所有者への証明書交付)

第28条 補助金の交付を受けた木造住宅の所有者が変更されたときは、新たな所有者は、当該木造住宅に係る補助金台帳の記載事項について、補助金台帳記載事項証明申請書に別に定める書類を添えて市長に申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金台帳の記載事項を証明する必要があると認めるときは、補助金台帳記載事項証明書により新たな所有者に通知するものとする。

(関係書類の保存)

第29条 補助金の交付を受けた補助決定者は、補助事業を実施した年度の翌年度から起算して10年間は、本要綱に係る関係書類を紙媒体又は電子データにより保存しなければならない。

(委任)

第30条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。